

# 自動車リサイクル法への自動車販売業界 の取り組みと今後の課題・要望について

平成20年12月25日

社団法人日本自動車販売協会連合会

## 自販連とは

- ◆ 団体名 社団法人 日本自動車販売協会連合会
- ◆ 代表者 会長 天野 洋一
- ◆ 設立 昭和34年6月8日(昭和36年4月1日社団法人に改組)

### ◆ 会員数

- 通常会員 ディーラー1,668社 系列・県販売(店)協会63団体
- 賛助会員 2団体

(平成20年4月現在)

### ◆ 支部

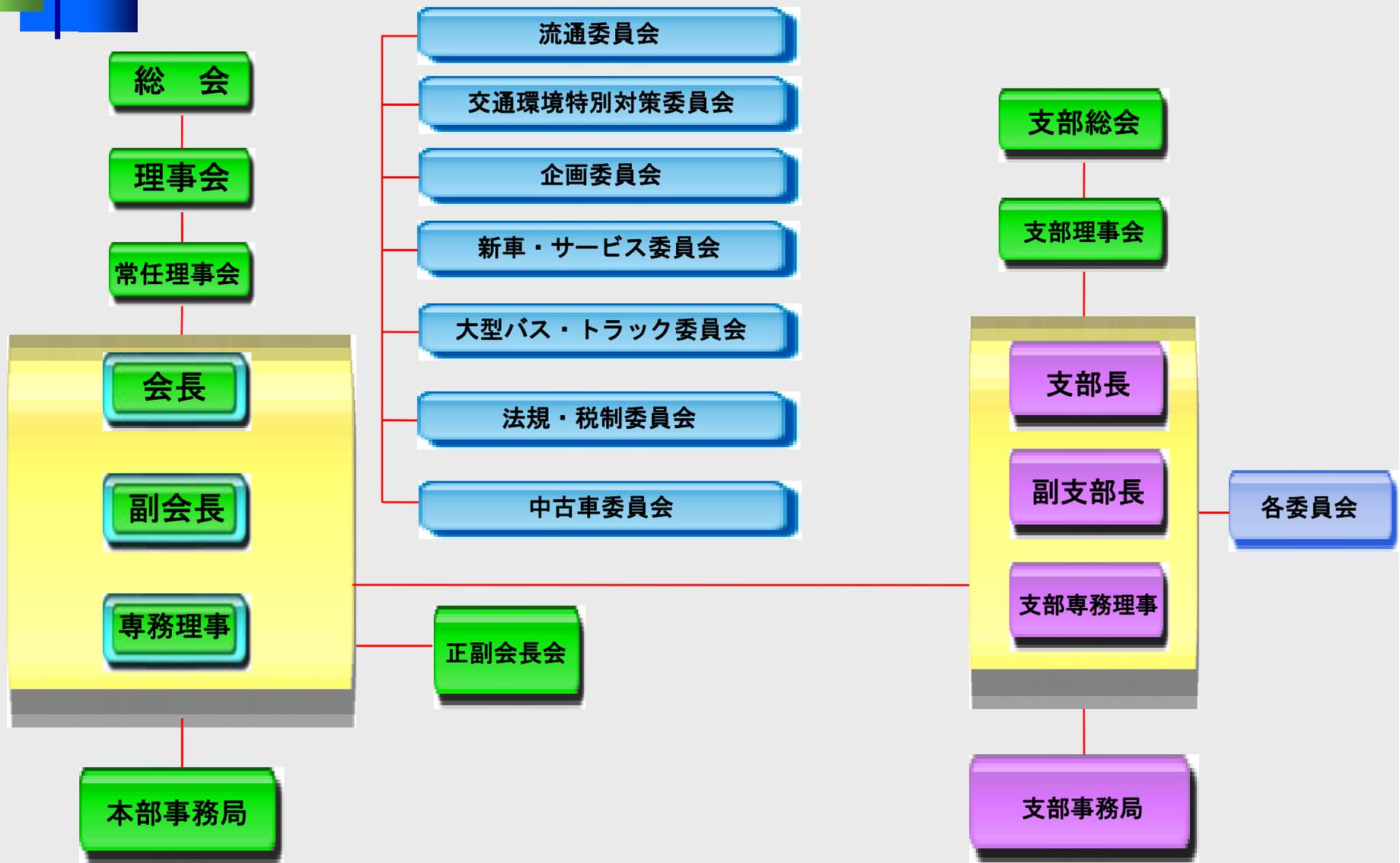
- 53支部(全国各都府県に1支部 北海道7支部)

### ◆ 目的

この会は、自動車の健全な普及と流通の改善を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする

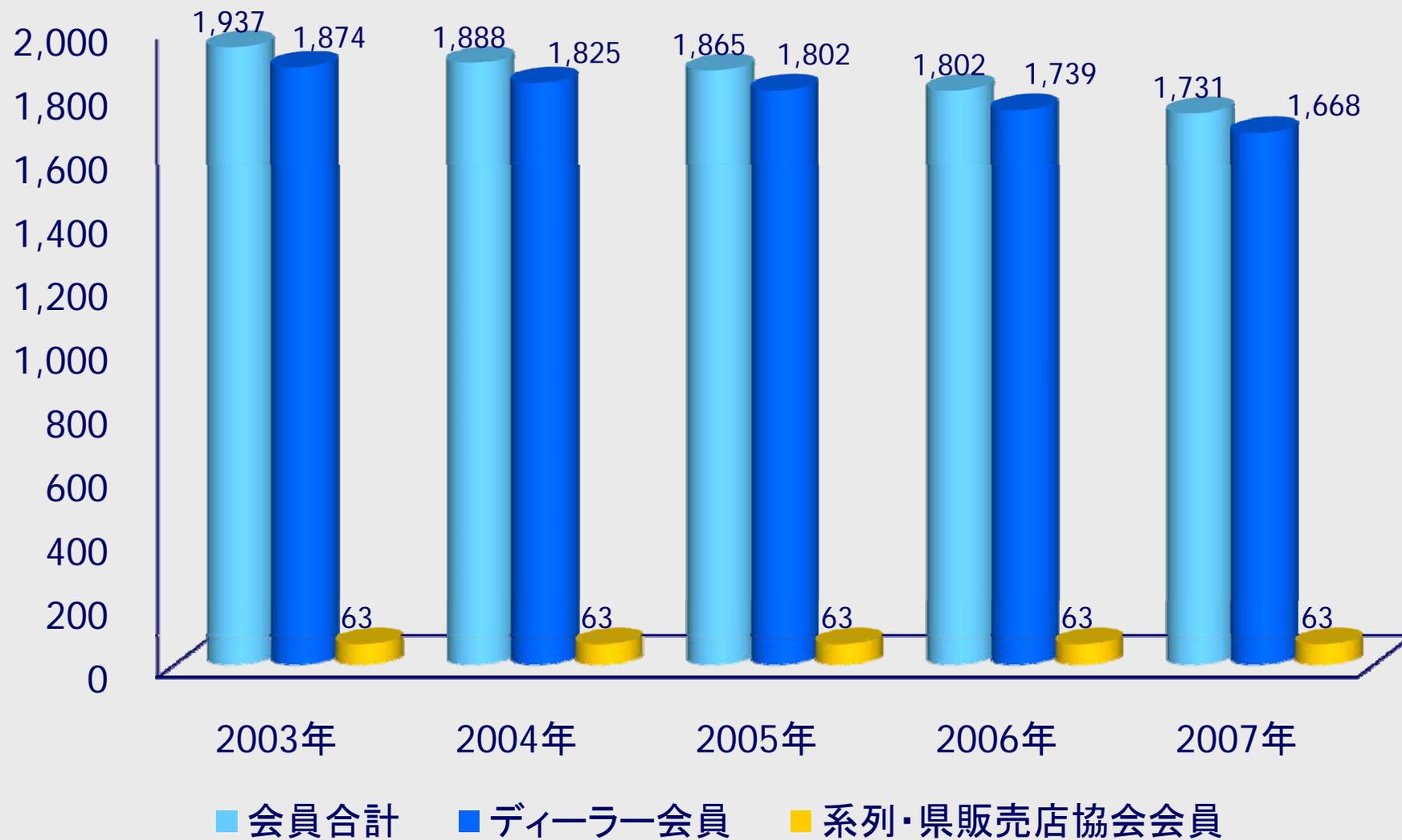
# 自販連の組織について

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



# 会員数

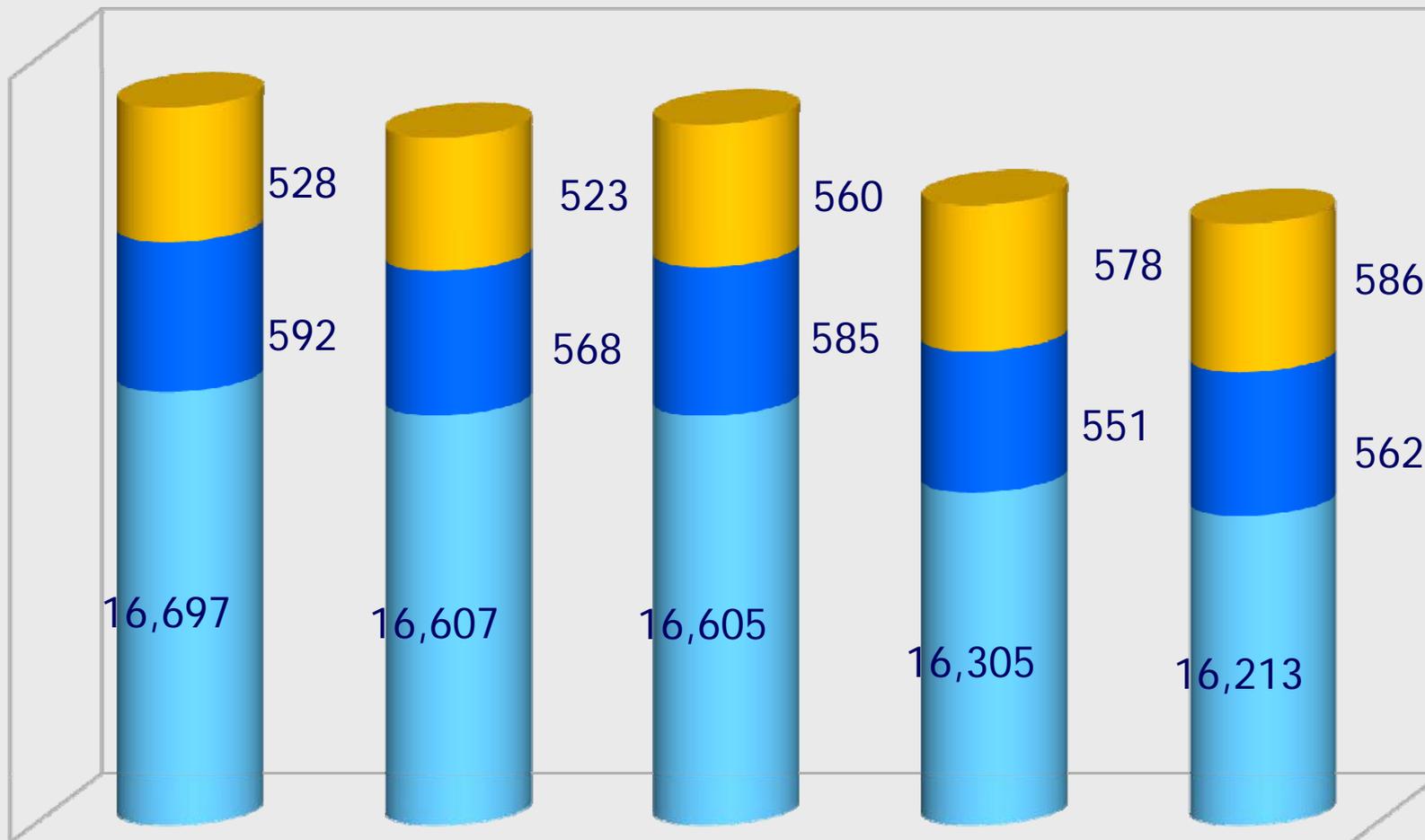
JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



# 事業所数

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

■ 販売拠点 ■ 単独サービス拠点 ■ その他の拠点



総事業所数  
(拠点)

2003年  
**17,817**

2004年  
**17,698**

2005年  
**17,750**

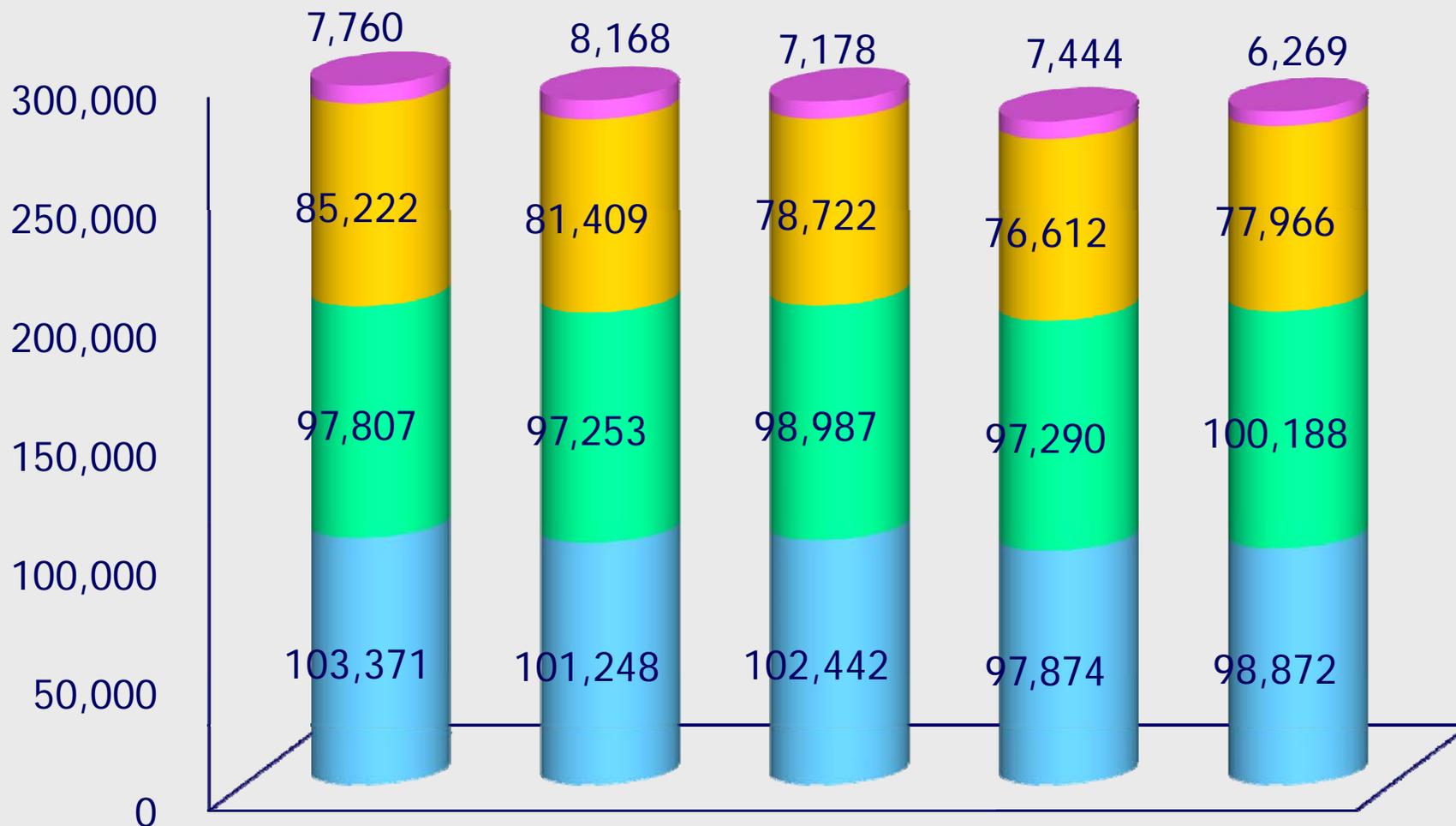
2006年  
**17,434**

2007年  
**17,361**

# 総従業員数

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

■ 営業員 ■ 整備員 ■ その他従業員 ■ 役員



総従業員数(人)

294,160

288,058

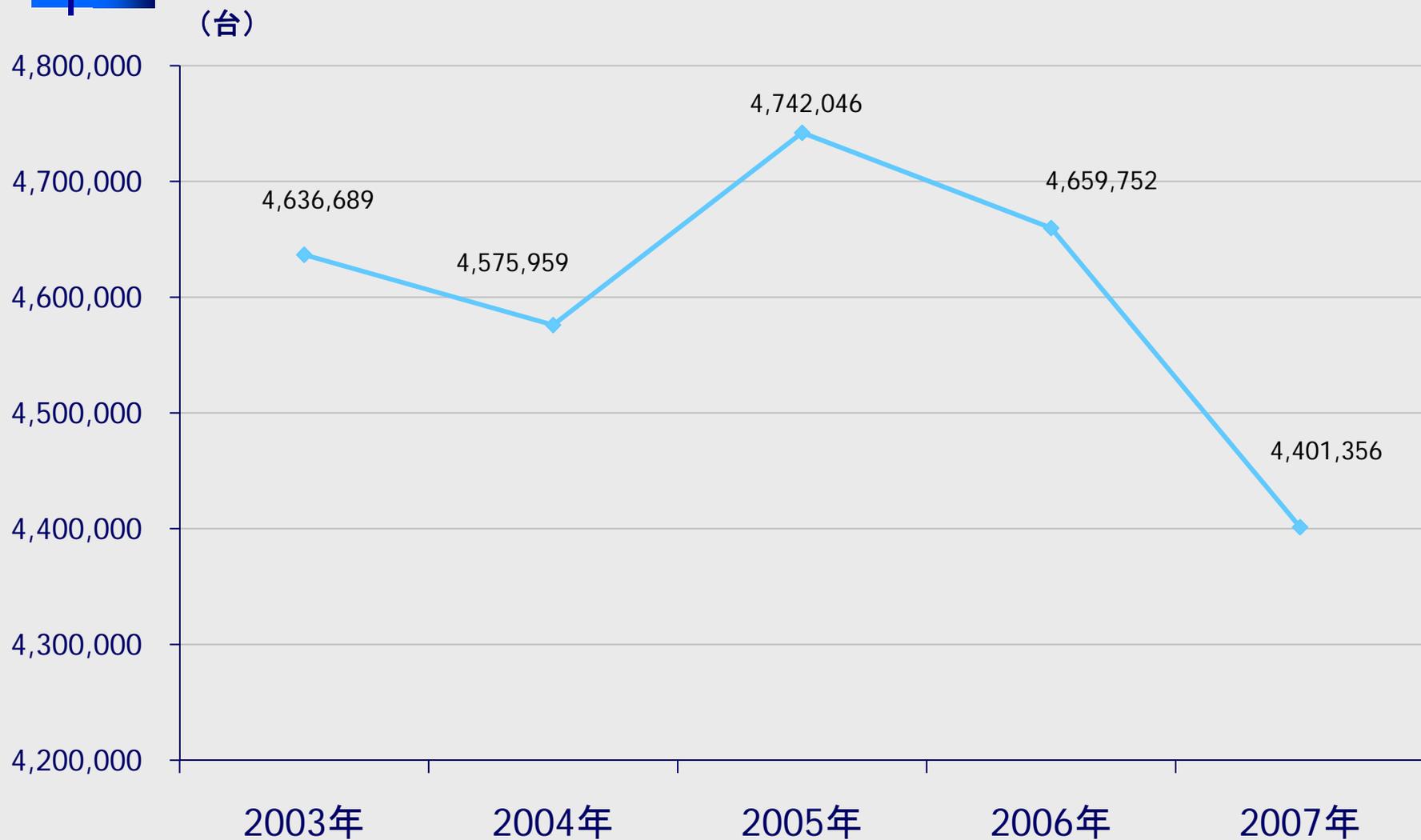
287,329

271,776

277,026

# 新車販売台数

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



# 総売上高

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

単位: 億円

( )内は1社平均売上高



# 主な活動 1

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

- ◆ 企業倫理意識とコンプライアンスの徹底
- ◆ ディーラーの経営体質改善の推進
- ◆ メーカーとの適切な取引関係への対応
- ◆ 自動車を取り巻く環境の変化に対応した税制・法制の検討及び提言
- ◆ 人事労務管理問題への積極的取り組み
- ◆ 環境問題・交通安全対策等への積極的取り組み
- ◆ 消費者相談に係る体制整備と消費者行政をめぐる動きへの適切な対応

## 主な活動 2

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

- ◆ OSSの利用促進・円滑な運用並びに自動車登録業務代行センターの充実強化
- ◆ 広報・出版活動の充実
- ◆ 自動車流通に関する調査・統計の充実
- ◆ 立法、行政当に対する積極的な対応
- ◆ 人事労務管理問題への積極的取り組み
- ◆ 本部・支部活動の積極的展開
- ◆ 海外自動車事情視察団の派遣

# 支部の活動

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

◆ 正常な自動車販売流通秩序の維持

◆ 自動車登録業務代行センターの運営

◆ 自動車相談センターの活動

◆ 路上放棄車処理協力会支部活動

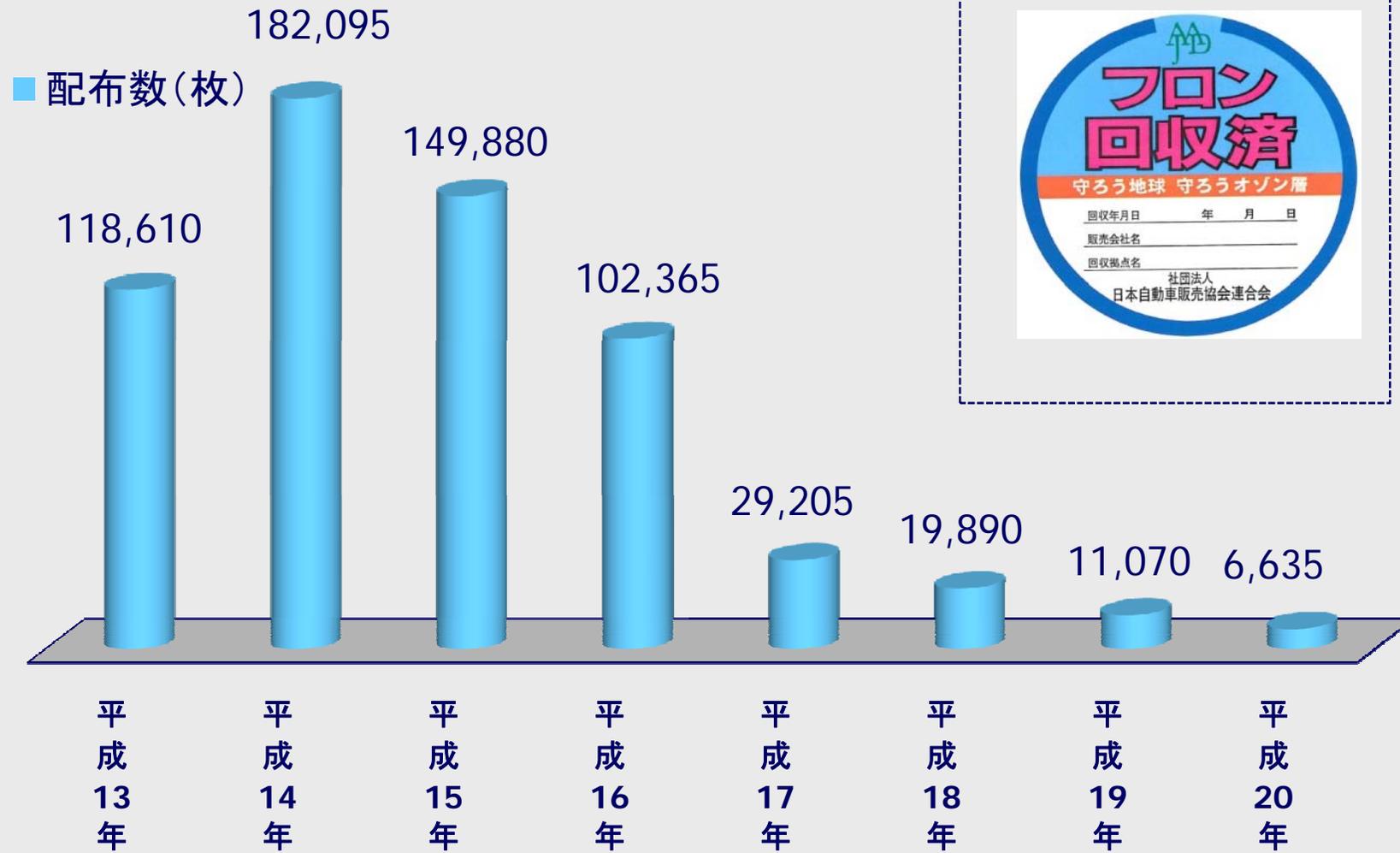
◆ 交通安全対策

◆ 地域社会への貢献

◆ 委員会・部会活動

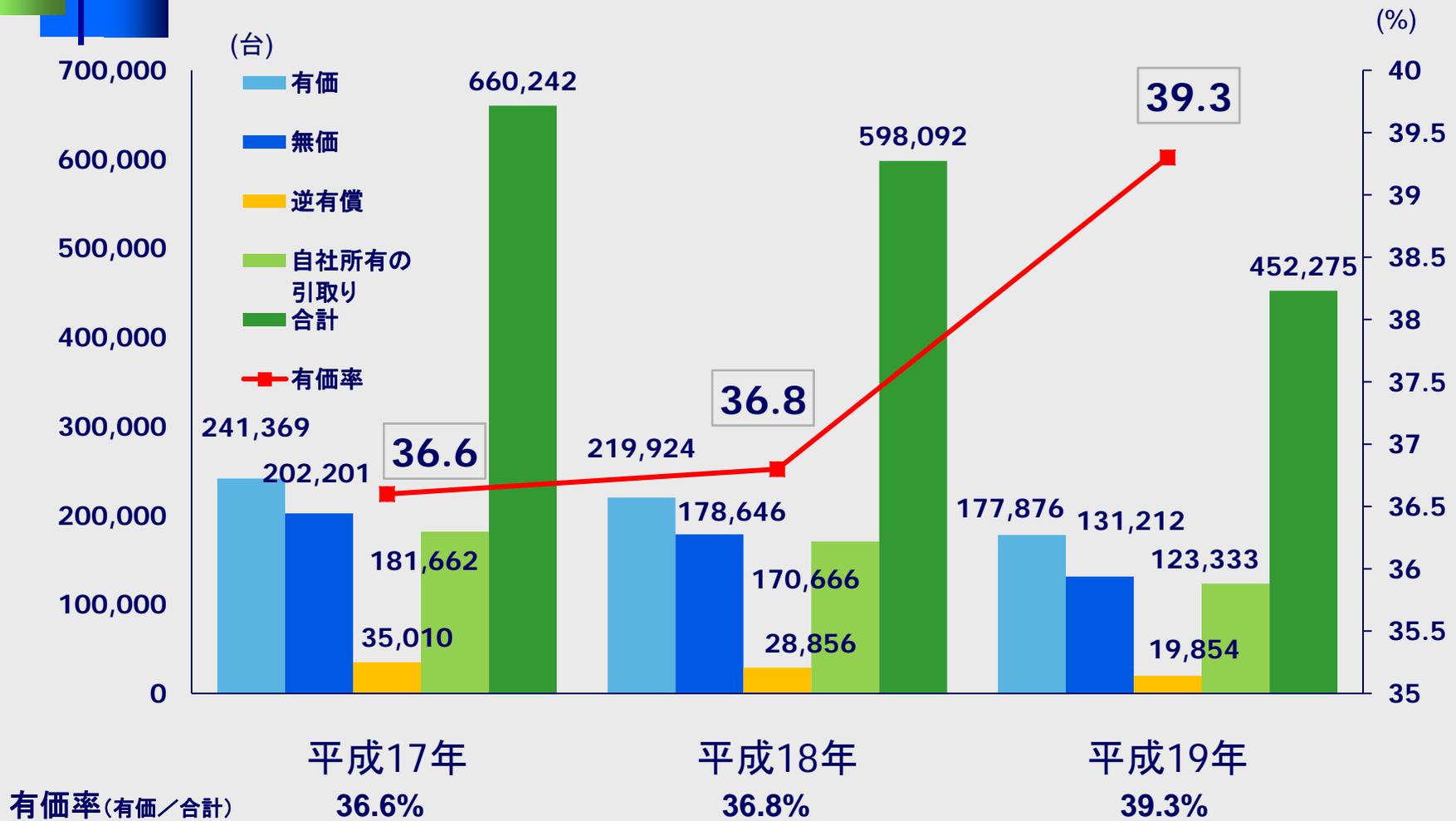
# フロン回収済シール配布実績

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



# 使用済自動車の新車ディーラー引取台数推移(年次)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



※ 有価(A)・・・使用済自動車に価格を付けて引取った台数

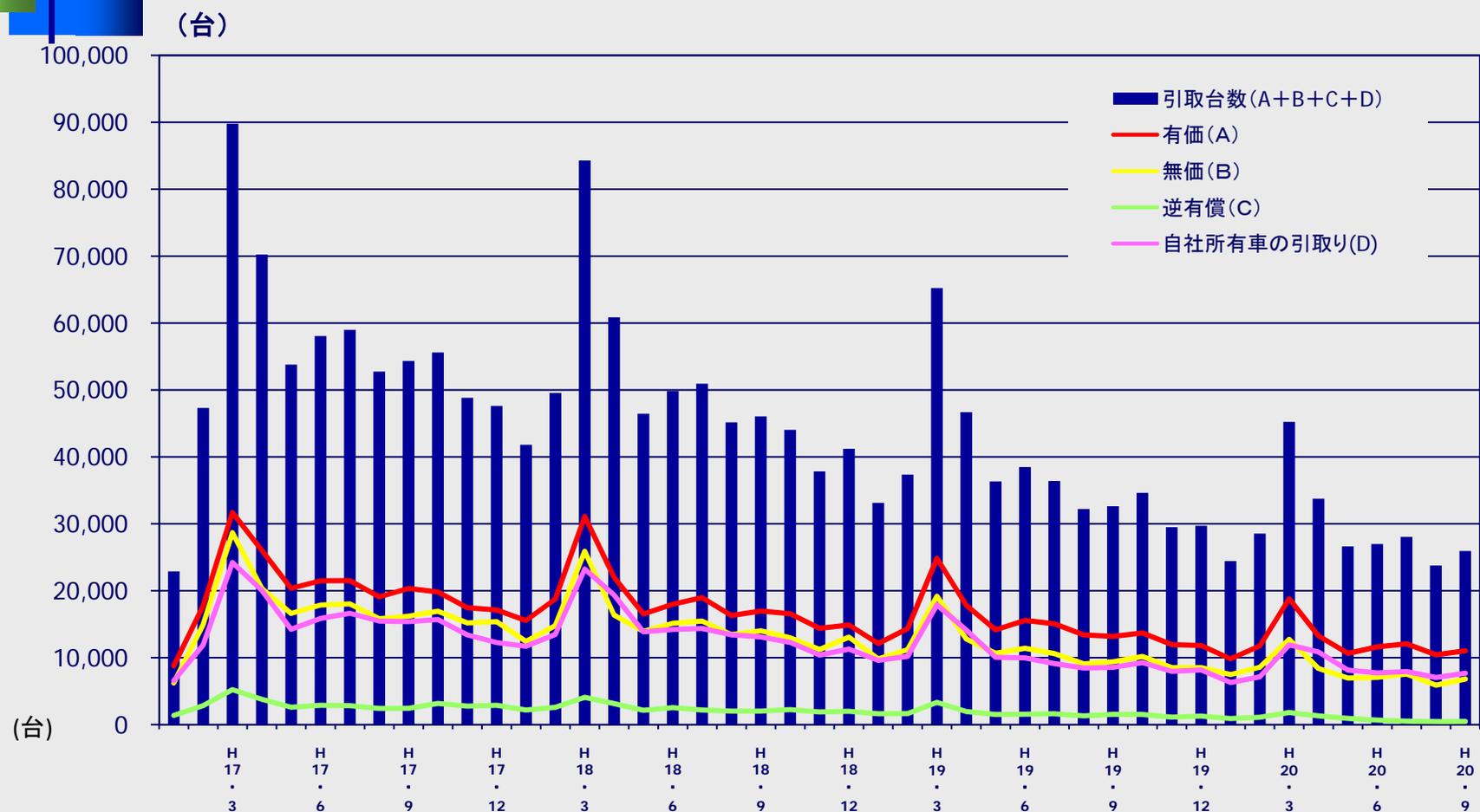
無価(B)・・・使用済自動車の価格を0円として引取った台数

逆有償(C)・・・有価の使用済自動車のレッカー代など運搬費、抹消費用等、リサイクル料金以外の処理費用が使用済自動車の価値を上回り、差額を顧客に負担頂き引取った台数

自社所有車の引取り(D)・・・ディーラーが最終所有者として、リサイクル料金を負担して自ら引取った台数

# 使用済自動車の新車ディーラー引取台数推移(月次)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



※ 有価(A)・・・使用済自動車に価格を付けて引取った台数

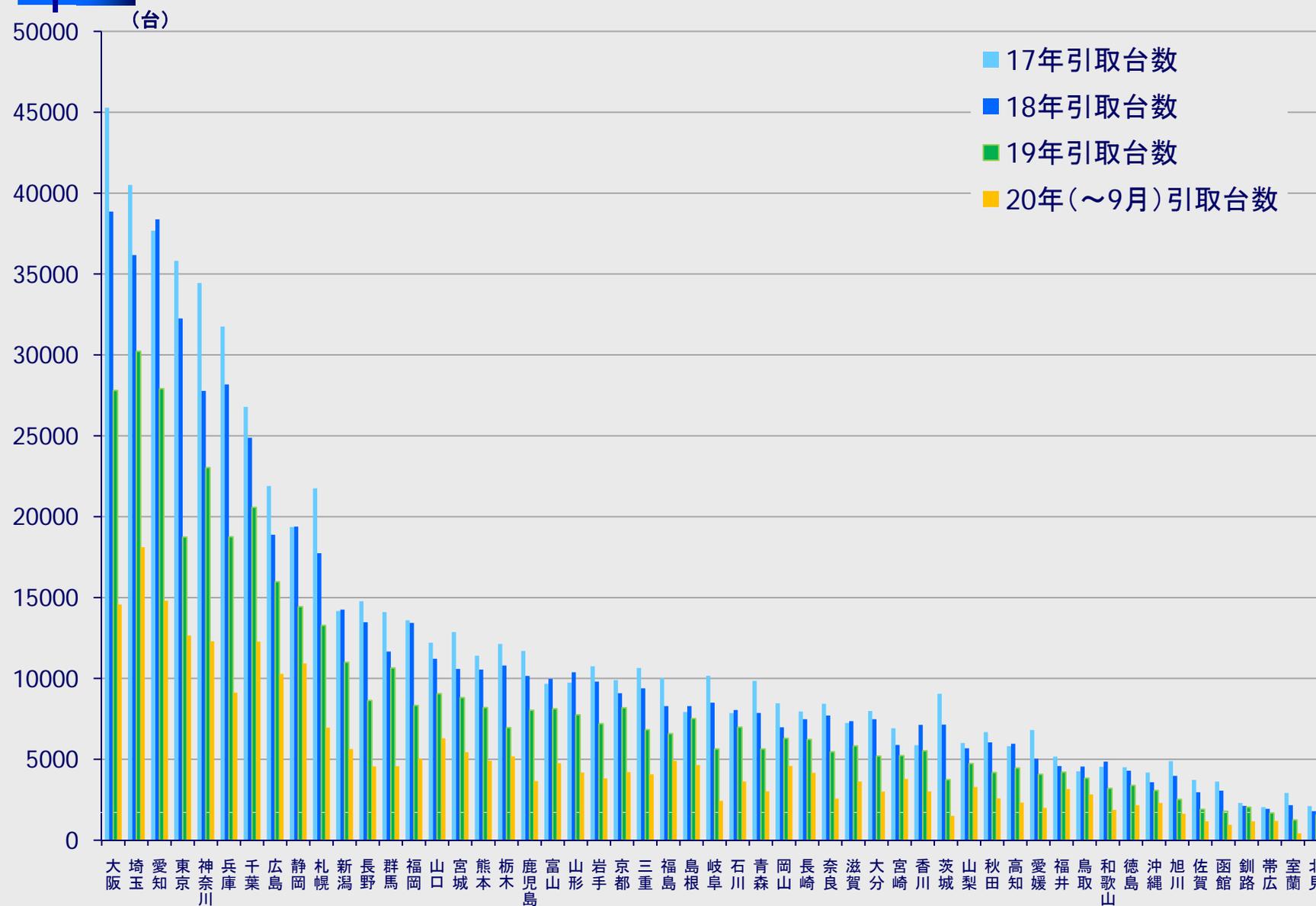
無償(B)・・・使用済自動車の価格を0円として引取った台数

逆有償(C)・・・有償の使用済み自動車のレッカー代など運搬費、抹消費用等、リサイクル料金以外の処理費用が使用済み自動車の価値を上回り、差額を顧客に負担頂き引取った台数

自社所有車の引取り(D)・・・ディーラーが最終所有者として、リサイクル料金を負担して自ら引取った台数

# 使用済自動車引取台数 地域別実績

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



# 【自販連】新車注文書モデル書面 (OSS対応 & 使用済車記載)

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

○自動車販売 株式会社 御中

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

裏面記載の特約条項に基づき、下記の通り注文致します。

車名	台数	塗色	希望納期	年月日
型式		塗色コード	納車場所	

【自販連】新車注文書モデル書面 (OSS対応 & 使用済車記載)

平成 年 月 日

担当 営業所 \_\_\_\_\_

担当 担当者 \_\_\_\_\_

本書の監修 (社) 日本自動車販売協会連合会  
 監修番号 ○○-R○○○号  
 監修年月日 平成 年 月 日

印刷  
1万円以上の引  
イの印刷料を  
自費で負担した  
場合は本表を  
して発行  
印刷

支払形態

1. 現金

2. 後払

3. 自社割賦

4. 割賦購入  
あっせん

支払方法

1. 現金

2. 手形

3. 口座振替

4. 振込

申請方法

1. 書類代行申請

2. OSS代行申請

3. OSS本人申請

品名	区分	コード	個数	金額
付属品明細 (消費税等込)				
付属品価格 計				

査定価格	査定日
うち自賠責保険料未経過相当額	年 月 日
リサイクル預託金相当額	消費税等

下取車明細	課税・免税
車名	走行距離 km
型式	車検満了日
車台番号	年月日
登録番号	初度登録年
使用者	年
残債先	(年 月完済予定)
決済方法	

リース関連費用	金額
シュレッダーダスト料金	
エアバッグ類料金	
フロア類料金	
情報管理料金	
リサイクル預託金相当額 (ア)	
資金管理料金 (消費税等込) (イ)	
合計	

氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日 生 男・女

フリガナ \_\_\_\_\_ 印 職業 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

住所 フリガナ \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

所有者名義 1. 売主 (販売店) 2. 買主 (注文者) 3. その他 \_\_\_\_\_

買主 1. 買主と同じ フリガナ \_\_\_\_\_ 年 月 日 生 男・女  
 2. 買主と異なる 関係 (フリガナ) \_\_\_\_\_ 印 職業 \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

住所 フリガナ \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

通常保証人 氏名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 印 買主との関係 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_

使用本拠地 \_\_\_\_\_

車商 (万円)	免責 (万円)
対人 (1名 万円)	
対物 (万円)	
搭乗者 (1名 万円)	
付保の有無	1. 当社規定 2. 車両入替 3. 未加入
保険会社	満了日 年 月 日

後払金	支払日	年月日	円	(金融機関)
明細	支払額			
支払形態	支払回数	支払期間		銀行・信金
1. 均等	回	年 月 日 ~		
2. 不均等		年 月 日		
ボーナス支払額	① 月 円 × 回			(手形振出人)
初回支払額	② 年 月 日			
2回目以降支払額	(年 月 日)			
不均等	年 月 日		円	(買主との関係)
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	
	年 月 日		円	実質年率 %

現金価格

1. 現金

2. 後払

3. 自社割賦

4. 割賦購入  
あっせん

現金 (内申込金)

下取車価格 (または、使用済車積算額)

下取車リサイクル預託金相当額

下取車残債 (-)

計

割賦元金 (① - ②)

払割賦手数料 (③)

金 計 (① - ②) + ③

割賦販売価格 (① + ③)

自動車税 (月より)

自動車取得税

自動車重量税

印紙税

自賠責保険料 (カ月)

自動車保険料

計

預かり 車庫証明

法定 検査登録

費用 下取車

公正証書作成費用

道路サービス関連費用

リサイクル預託金相当額 (ア)

非課税分小計

書類 検査登録手続代行費用

申請 車庫証明手続代行費用

OSS OSS申請代行費用

申請 証明書等管理業者利用料

下取車手続代行費用

納車費用

下取車査定料

リサイクル資金管理料金 (イ)

課税分小計

計

合計 ④

消費税等合計 (A+B+C) × 消費税割合

支払合計 (④ + ① + ④)

(注1) 後払いの場合の各項は次のように読み替えます。  
 割賦元金 → 残代金 割賦手数料 → 利息  
 払割賦金計 → 残代金総額 割賦販売価格 → 支払総額

(注2) 割賦購入あっせんの場合の各項は次のように読み替えます。  
 割賦元金 → 所要資金 割賦手数料 → 分割払手数料  
 払割賦金計 → 立替払代金 割賦販売価格 → 支払総額  
 払割賦金明細 → 支払内容 (支払回数が2回以下の場合、分割払手数料は消費税課税対象)

(注3) 後払いの場合の支払日及び支払額については、後払金明細欄に記載します

(注4) 手続代行費用には、書類作成料は含まれておりません。

(注5) お客様が使用済車引取依頼書のご提出により、使用済車引取のご依頼をされた場合、「下取車明細」は「使用済車明細」と読み替え、下取車明細欄に使用済車に係る明細を記載し、支払条件欄の下取車価格欄に「使用済車積算額」として使用済車引取依頼書記載の『お客様支払額』を記「OSS」は、自動車保有関係手続のワンストップサービスの略です。

(注6)

# 使用済自動車引取依頼書

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

管理NO.

年 月 日

## 使用済自動車引取依頼書(例)

(二枚目は使用済自動車引取依頼書(控え))

連絡先	営業所	
	担当者	

お問い合わせ等は、上記担当者までお願いします。

〇〇〇〇〇自動車販売 株式会社 御中

下記の<車両>を、下記の<条件>にて使用済自動車として引取依頼いたします。

### <車両>

車台番号	
登録番号	
リサイクル券番号	
車名	
通称名(車名)	
車検満了日	
年式	
型式	
引取時走行距離	
使用者	
所有者	
残債先(完済予定)	
残債決済方法	

### <使用済自動車引取依頼者(最終所有者名)>

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### <現車装備状況と預かり預託金額>

	装備状況	預託状況	預かり預託金額
シュレッダーダスト料金	有	済・未	
エアバッグ類料金	有・無	済・未	
フロン類料金	有・無	済・未	
	(有りの場合)種別	CFC・HFC	—
情報管理料金	—	済・未	
	合計		

### <条件>

依頼者支払額	使用済自動車残債		
	抹消登録手続代行費用(消費税込み)	①	
	抹消登録預かり法定費用		
	リサイクル法 関連費用	預かり預託金額合計 資金管理料金(消費税込み)	②
	使用済自動車処理費用(消費税込み)	③	
	合計	④	
販売店支払額	使用済自動車引取価格		
	(課税事業者の場合)消費税・地方消費税		
	自賠責保険未経過相当額		
	(受領権限を委任する場合)自動車重量税未経過相当額		
	合計	⑤	
	お客様支払額	(④-⑤)	

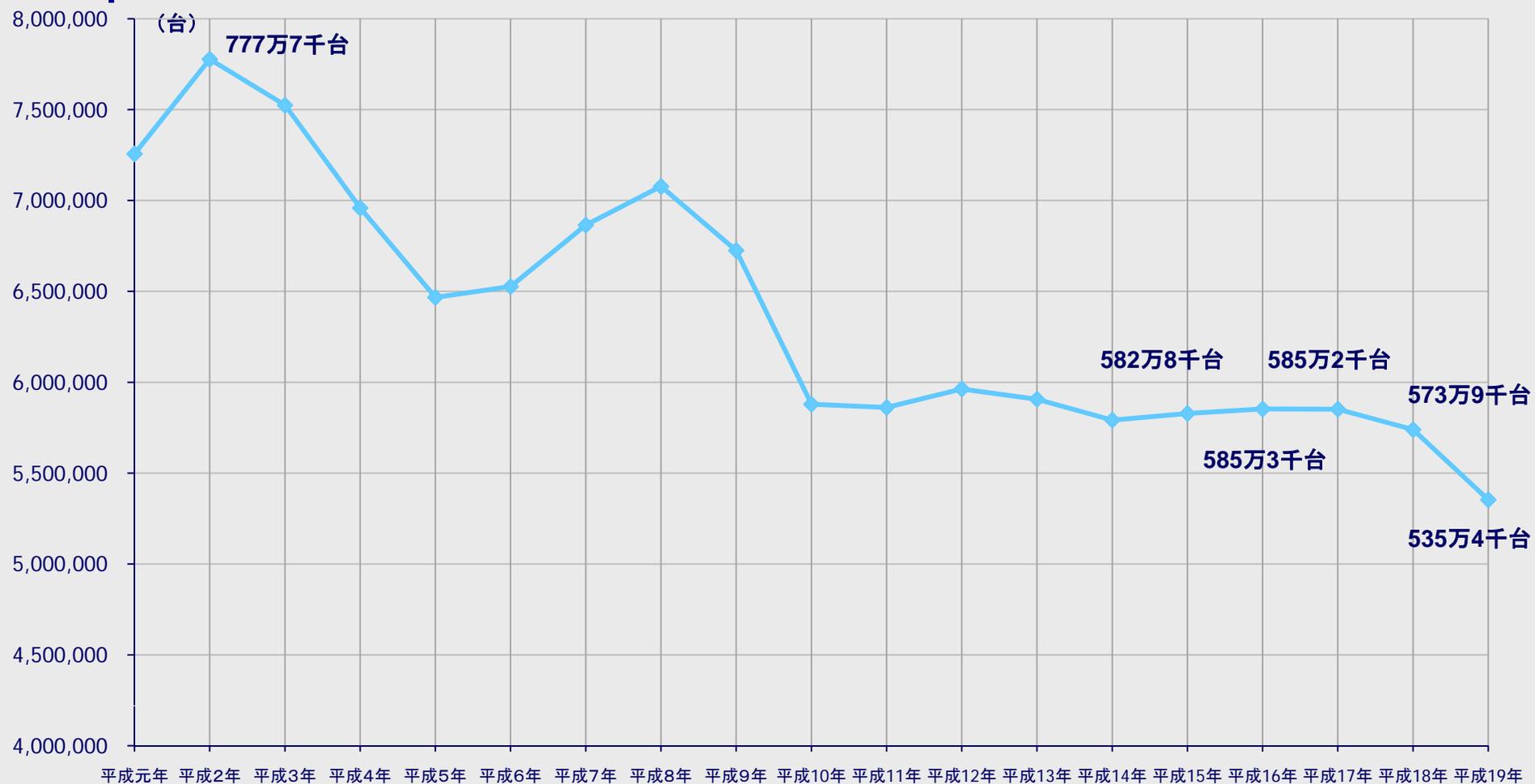
消費税・地方消費税合計	(①+②+③)×5/105
-------------	---------------

(注1) 手続代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。

(注2) 販売店は本引取依頼書記載の個人情報を、使用済自動車の引取りに関する事項以外には使用しません。

# 登録車+軽自動車

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION



◆ 新車需要の低迷

ピーク時の平成2年には、軽自動車を含めて778万台の需要があった。  
しかしながら、昨年(平成19年)は、535万台にまで減少。

自工会では、本年(平成20年)見通し511万台、来年(平成21年)の国内  
需要見通しを486万台と発表し、厳しい見方をしている。

⇒ 来年以降、使用済自動車の発生減少が見込まれるため、引取事業所の  
体制を見直さなければならないのかという懸念がある。

◆ リユース部品の供給

自動車の使用期間の長期化に伴い、リユース部品の供給体制の充実強化  
が求められている。

一方、ユーザー利便のための新しい部品装着品が生まれ、新しい原材料を  
使った部品の出現で、補給部品点数が膨らむのではないかと懸念される。

⇒ 部品・用品類の質的量的ボリューム拡大への対応が必要ではないか。

◆ 次世代自動車への対応

環境対策車であるハイブリッド車、燃料電池車、クリーンディーゼル車など、税制優遇措置が適用される次世代自動車の普及が考えられる。

⇒ 次世代車両に対するリサイクルの仕組みを、インフラ整備とともに検討の必要があるのではないか。

◆ 中古車輸出

中古車流通に国境はなくなり、急速にグローバル化が進んでいる。

下取車として引き取ったクルマが市場での商品価値がなくなった場合、解体もしくは外人バイヤーに買い取られるケースが増えている。

⇒ 中古車輸出に関する業界スタンダードの検討が必要ではないか。

◆ 「路上放棄車処理協力会」の発展的解消

# 自販連支部および会員ディーラーが主体に運営しているリサイクルセンター

JAPAN AUTOMOBILE DEALERS ASSOCIATION

## ◆ 使用済自動車の排出者責任という立場から新車ディーラーが参入

都道府県名	参入企業名	代表者	参入時期	備考
群馬県	カースチール株式会社	石田 繁夫	1970年	群馬県メーカー系ディーラー共同出資
茨城県	株式会社 茨自販リサイクルセンター	幡谷 浩史 (茨城トヨタ自動車 会長)	1993年	(自販連茨城県支部)茨城県県内メーカー系ディーラー共同出資
長野県	協同組合 長野県中古自動車 リサイクルセンター	宇都宮 元 (トヨタUグループ 代表)	1995年	(自販連長野県支部)長野県内メーカー系ディーラー共同出資
三重県	協同組合 三重オートリサイクルセンター	向井 弘光 (ホンダ四輪販売三重北 社長)	2004年	三重県自動車販売協会(自販連三重県支部)、中古自動車販売協会、整備振興会の加盟会員が参加
山形県	株式会社 山形県自動車販売店 リサイクルセンター	遠藤 榮次郎 (ネットトヨタ山形 会長)	2005年	山形県自動車販売店協会(自販連山形県支部)会員が参加

社団法人日本自動車販売協会連合会

## <ヒアリング項目毎の整理>

### ①法令上の義務を適切に履行しているか

- ・ 引取時におけるリサイクル料金の自動車ユーザーへの周知状況

#### 【法施行前】

⇒ 自動車リサイクル法(2005.1.1)施行前に、フロン回収破壊法(2002.10.1カーエアコン)の施行により、ユーザーへの理解活動については、充分なる事前学習が関係業者に行き渡った。

その為、リサイクル法施行前後では、メーカー系列毎に、また自販連の各都道府県毎に、事前説明を繰り返し開催した。

更に、施行前に設立された「自動車リサイクル促進センター」の詳細マニュアルやユーザー向け案内チラシ・ポスターを自販連会員ディーラーの事業所に説明配布した。

自販連で施行前に毎月、支部ごとに把握していた使用済自動車の発生状況が「自動車リサイクル促進センター」が設立され、情報管理センターで詳細に把握されるようになった為、別途会員ディーラーの引取状況を3ヵ月毎に把握するようにした。

#### 【法施行後】

⇒ 新車販売時に、リサイクル券を発行し、リサイクル料金の預託が確実に実施されるよう、自販連モデル注文書(雛型)を改訂し、会員ディーラーとユーザーに周知を図り、スムーズな預託が定着化した。

⇒ 下取車についても、リサイクル預託金の返還が確実に実施されるよう、同じく「モデル注文書」を改訂し、定着化が図られた。

⇒ 「引取依頼書」……使用済自動車をユーザーから直接持ち込まれた場合、処理確認し、リサイクル預託金を受領して、透明性、確実性を図った。

## ・引取・引渡状況

- ⇒ 登録車と届出車(軽自動車)の区分をしていない為、自検協の 15 条永久抹消登録、輸出抹消登録のデータだけでは不十分で照合が出来ていない。
- ⇒ オートオークション、ネットオークションにおける自動車流通の状況については、会員ディーラーの中古車情報の一環として、平成 21 年より把握するべく、集計システムを新たに構築し、自販連支部に展開する予定。

## ②役割分担の在り方

### ・引取業および解体業の現状・課題

- ⇒ 使用済自動車の定義により、会員ディーラーが「引取業者」となったり、「最終所有者」となったりするケースが生じる。  
これはリサイクルシステムの良し悪しの問題ではなく、各企業の経営判断事項であると思う。  
今後とも取引先の解体業者との関係を緊密にし、円滑なりサイクルシステムの遂行に努めていく。
- ⇒ 新車販売の代替時に発生する使用済自動車は、新車需要が中長期的に低落傾向になることが想定される。  
これに併せた引取業者、解体業者の中長期の事業継続ビジネスモデルを想定することが必要ではないかと思料する。

## ③ 3 R の推進状況について

### ・自動車の修理・整備における使用済自動車から回収した部品等の再使用の推進状況（ユーザーへの情報提供の状況）

- ⇒ メーカー系列毎に濃淡があるものの、メーカーの指導のもとユーザーへの理解活動と情報提供に努めている。

・リユース部品等の品質を保証する方法の検討

⇒ ユーザーのクルマ使用期間が長期化する現状で、残使用期間に合わせた品質保証部品の検討と早期の当該部品情報の公開ネットワークを構築することが望まれる。

④将来の自動車リサイクル制度のあるべき姿

・制度施行による効果と影響

⇒ 当然のことながら、ユーザーが代替下取車としてディーラーに出したあとのトレースが、ディーラー内で出来るようになった。

中古車流通の透明性が高くなったことは評価できる。

使用済自動車については、情報管理センターでフォローできるが、一時抹消車両が中古車流通市場で業者間取引される際、発生する使用済自動車、中古車輸出についての不透明さが払拭されていない。

・制度検討時には想定されなかった新たな課題の発生状況

⇒ 金属価格相場の変動など、廃車ガラ引取価格の影響が直接的に使用済自動車の取引価格に及び、本来、想定されていたリサイクル料金による円滑な取引に齟齬を来たしかねない状況が現出した。

具体的には、オートオークション会場でのELVコーナーの設置や路上放置車両が無くなったり、中古車在庫の払底などという思わぬ事態が発生した。

以 上